［削る］

（経由市町村長を経由して交付申請書を提出する場合の本人確認の措置）

第五条　令第十三条第一項後段の規定により交付申請者が当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長（以下この条において「経由市町村長」という。）を経由して令第十三条第一項前段に規定する交付申請書を提出した場合において、同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長は、交付申請者から前条各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同条各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を経由市町村長から受けるものとする。

［削る］

［削る］

（本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する書類）

第六条　令第十二条第三項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

［一～三　略］

２　個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であって当該代理人が法人であるときは、令第十二条第三項第一号に掲げる書類に代えて、前項各号に掲げるいずれかの書類であって当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたものの提示を受けなければならない。

（写真の表示等により代理人である個人番号提供者を確認できる書類）

第七条　令第十二条第三項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　個人番号カード又は第一条第一号に掲げる書類

二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

（個人番号カードの交付申請者が通知カードを紛失している場合等の本人確認の措置）

第五条　法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長は、交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

一　住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

二　第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けること。

２　令第十三条第三項の規定により交付申請者の代理人に対して個人番号カードを交付する市町村長は、交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる措置をとるものとする。

一　住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

二　令第十三条第三項後段の規定に基づき書類の提示を受けること。

（経由市町村長を経由して交付申請書を提出する場合の本人確認の措置）

第五条の二　令第十三条第一項後段の規定により交付申請者が当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長（以下この条において「経由市町村長」という。）を経由して令第十三条第一項前段に規定する交付申請書を提出した場合において、同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する市町村長は、次に掲げる措置をとるものとする。

一　経由市町村長を経由して交付申請者から通知カードの返納を受けること（次号に掲げる場合を除く。）。

二　交付申請者が通知カードを紛失し、又は焼失している場合には、前条第一項の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている交付申請者の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

三　交付申請者から第一条第二項各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同項各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を経由市町村長から受けること。

（本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する書類）

第六条　令第十二条第二項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

［一～三　同上］

２　個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であって当該代理人が法人であるときは、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に代えて、前項各号に掲げるいずれかの書類であって当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたものの提示を受けなければならない。

（写真の表示等により代理人である個人番号提供者を確認できる書類）

第七条　令第十二条第二項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　個人番号カード又は第一条第一項第一号に掲げる書類

二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの